

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和2年11月25日（水）

開 会（午後1時50分）

【議 事】

議会BCP（素案）について

越阪部委員長

それでは、ページごとにやって、この間説明させていただいたとおり1点だけ変更がありますが、それはそのページでお話しします。再度、ページごとに確認して、よければBCPについてはこれで素案という形でまとめさせていただきたいと思います。そのように進めてよろしいですか。

（委員了承）

越阪部委員長

初めに、タイトルについてはこのままでよろしいですか。

（委員了承）

越阪部委員長

次に、目次のつくりはこのような形でよろしいでしょうか。

（委員了承）

越阪部委員長

次に、1ページ目です。1.目的のところは、以前、街を平仮名表記のまちにしたとか、松本委員からの意見で、市の連携を十分取って、という文言を入れたりだとか、最後に、所沢市議会災害等対応マニュアル及び議会機能継続計画を策定する、と加えたりしました。これについて、意見等ありますか。

矢作委員

市の連携はよいのだが、市との連携ではないか。

越阪部委員長

日本語としてということですね。では、ここは市との連携とします。ほかはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、2ページ目です。2.計画の運用のところは、(2)見直し手続きの部分で、後半の2行半を削りました。この形でよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、3ページ目です。3.対象とする災害等のところは、中段の所沢市新型コロナウイルス感染症対策本部の部分を削除してあります。表のところは、災害等を種別に、内容を災害等基準に、地震の震度を5弱から6弱に変更してあります。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、4ページ目です。4.基本的役割のところは、以前は議会の基本的役割としていましたが、議会の部分は表題から削って、分けた形にしました。(2)と(3)はあえて書かなくてもよいのではないかとということで削除しました。それに伴い、(4)が(2)、(5)が(3)と修正しました。(3)中の対応方針という文言は行動と改め、(P14・P15参照)を加えてあります。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

もし、後で何か気がついたところがあったら、その時に伺います。

次に、5 ページ目です。以前は5 . 議長の基本的役割としていたところですが、前項を4 . 基本的役割に改めたので、その中の議長という項目立てにする形で整理をしました。(2) 災害対策会議の設置を決定したときは、の後に、その旨を全議員に連絡するとともに、という文言を加えました。(3) の職務代理は、議長と副議長に万が一のことがあった場合の議会運営を、と読み取れるということもあったので、議会 B C P に係る意思決定について、議長等に事故あるときは、以下のとおりの順位で指揮する、としました。議会 B C P の災害対策本部を立ち上げるなどにおいてということで、いわゆる議会運営とは違うということです。その上で、第1位が副議長、第2位が議会運営委員長、第3位が総務経済常任委員長としてあります。第3位は、流れとしては議会運営副委員長がよいのではないかという話もありますが、その職は議会の人事として一期目の方が就くこともあるので、総務経済常任委員長を当ててはいかがかということですが、御意見はありますか。

石原委員

妥当だと思います。

越阪部委員長

では、今の説明のとおりとしてよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

また、(4) の文頭に、議長は、と主語を入れました。災害対策本部等としていたところは、これ以外にないので、等を削りました。これについ

てもよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

先ほどの(3)中の、議会BCPに係る意思決定、の部分は、議会BCPに係る災害対策会議の設置の意思決定、というもう少しわかりやすい限定的なものにしてはいかがか、という提案が事務局からありました。これについてはいかがですか。

(委員了承)

越阪部委員長

それでは、そのようにします。

次に、6ページ目です。以前は6.議員の基本的役割としていたところですが、4.基本的役割の中の議員という項目立てにする形で整理をしました。(2)から(5)までは、主語が入っていなかったため、議員は、と加えました。(4)の後半部は、市の災害対応等に支障をきたさないよう留意しながら、特に緊急を要する場合は、議員個人から市対策本部へ直接、情報伝達することができる、と変更しました。(5)の文中には、個人情報等を十分に配慮した上で、と加えています。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、7ページ目です。議会事務局の項目は、安否確認や来庁者の避難誘導などはすでに市の職員としてのほうで整っているということで、9項目あったものを6項目に事務局で整理されています。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、8ページ目です。5.災害対策会議の組織及び所掌事務のところは、(2)所掌事務を整理し、 から の5つとしましたが、これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

その下の の部分は、災害対策会議の後に、設置については、と加えて分かりやすくしました。

次に、9ページ目です。このフロー図は、先ほどの修正に合わせて震度を5強から6弱にしました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

このページは位置を変えたということか。

越阪部委員長

そうです。

次に、10ページ目です。6.災害時における議会及び議員の行動のところは、 の後半部については、あえて書かなくてもよいということで削除しました。 の文中に、その他組織とありますが、分かりづらいということで、削除しました。また、ページの中ほどの 会議等が開かれていない場合、又は議員が登庁していない場合、としていたところは、要は本会議ができているとき以外となると思いますので、議会が開かれていないときという意味合いで、上記以外の場合としました。それに続く 議長は、

としていたところは、災害対策会議を設置した場合は、と変更しました。

は議員として自明のことなので削除しました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、11ページ目です。委員会又は会派による視察を行っている場合のところは、報告の規定を付け加えました。と で、本市及び視察先、としていたところは、及び視察先の部分を削除しました。議長等の出張のところは、あえて書かなくてもよいということで削除しました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、12ページ目です。フロー図の下、 の文中にある連絡事項等という部分は、等を削除し、連絡事項としました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

荻野委員

このフロー図のタイトルで、感染症という部分が直っていない。前回直すことになっていたと思う。これは災害の場合だ。

川辺委員

これは、災害時とかになるのか。

越阪部委員長

災害ですね。こちらは訂正します。

次に、13ページ目です。(2) 災害対策会議は、としていたところは、議長及び委員長等は、という主語に変更しました。(3) とはそのとおりということで削除しています。条ずれで と になった項目は、議会が主語となっていました。災害対策会議に変更しました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、14ページ目です。7. 感染症流行時における議会及び議員の行動のところは、議会の行動の 感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備、としていた部分は、活動を行うための、という部分を削除しました。また、オンライン会議は、今後の技術の進歩でオンライン会議だけではない可能性があるので、オンライン会議等と広くしました。これについてはいかがですか。

荻野委員

前回、この表題は行動から対応方針になったが、また戻すということか。

越阪部委員長

そのとおりです。全体的な見直しをすると、行動という表題のほうがあっているということで、再度修正しました。ほかにはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、15ページ目です。 議員の行動のところは、 の文中に、異変を察した場合は、速やかに医療機関等及びという部分を付け加えました。

その下の(2)感染拡大期の後ろには、(緊急事態宣言下)と付け加えました。それに続く文章は、本当にだめな場合という意味で、オンライン会議を含め、という部分は削除しました。議会の行動のところで、2行目の最後は、
を行う、に変更しました。のところは、冒頭の、オンライン会議を含め、を削除しました。2行目の主語は、災害対策会議から代表者会議等に変更し、それに続く文章も、会議等の開催を検討し、と変更しています。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、16ページ目です。感染症のフロー図ですが、右下部の四角の中の、
感染防止対策を講じて登庁、という部分を削除しました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、17ページ目です。(4)の文中にあるオンライン会議の後ろに、
等を付け加えました。下から4行目のところは、当議会での実施には様々な課題の整理や委員会条例等の改正が必要になることから、検討をし、としましたが、検討をし、は除きたいと思いますが、いかがですか。

荻野委員

(2)の表題にオンライン会議とあるが、これには等をつけなくてよい
のか。前はつける話になっていたと思う。

越阪部委員長

そうですね。(2)の表題は、オンライン会議等の導入検討とします。

次に、18ページ目です。8.災害等発生時の議会運営の(1)は、被災により通常の議会運営が行えない場合という前提にしました。これが前提になるので、(1)中の文章は先に書き出して前のほうに持ってきました。その上で、本会議の運営ということで、先日言っていた、議員の3分の1を超える欠席者が見込まれる会派が云々というのは、説明の根拠が難しかったこともあり、[定足数が確保できる時]は、削除になっています。そして、[定足数が確保できない時]が続くというつくりに直しました。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、19ページ目の正副議長が不在になったときの仮議長については、地方自治法に記載されているので削除しました。

ここで、新しい提案なのですが、政策討論会と議会報告会の取扱いについて、を加えさせていただきたいと思いますので、御協議をお願いします。内容としては、開催予定の政策討論会及び議会報告会について、感染症流行を含む災害等発生における開催の可否は、議長が判断するという文言を改めて明記するというものです。もともとはそうなのですが、今回は広聴広報委員会でやるか、やらないかの議論が非常に大変だったということで、そちらの正副委員長には事前に相談をし、これが入っていたほうが助かるという話も聞いています。これを新たに追加することについてはいかがでしょうか。

荻野委員

これはどこに入れるのか

越阪部委員長

20ページの1番下はいかがでしょうか。

荻野委員

議会運営委員会の項目の中に入るのはどうなのか。別立てにするのか。

越阪部委員長

先ほどの、政策討論会と議会報告会の開催について、開催予定の政策討論会及び議会報告会について、感染症流行を含む災害等発生における開催の可否は、議長が判断する、というものを20ページ目の1番下に新たに項目立てをして追加することよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、20ページ目です。定足数が確保できるときは、委員会をやるということなので削除しています。定足数が確保できないときの、当日の委員会は流会になるため、の部分もそのとおりなので削除しています。正副委員長が不在となったとき、も削除しています。これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、21ページ目です。(3)議会事務局職員が被災等した場合のところは、担当間の応援体制等により、から始まる2行の文章を追加し、被災者の少数や多数という欄は、すでにそうした体制が事務局にあるという

ことで削除しています。

(5)の表題は、議場マイク・カメラ操作システム等が使用できない場合、と文言を整理しています。

(8)市長により専決処分が行われた場合のところでは、文中に、市長が説明責任を果たすことはもとより、と付け加えています。専決処分をした場合は市長が決めたということなので、議会はその間かわりは持たない部分もあるのですが、そうは言っても議会として求められるのは市民への分かりやすい説明責任ということになるので、市民等に対し、分かりやすく説明を果たすよう、という文言を後段に加えました。これについてはよろしいでしょうか。

荻野委員

市長が、というのを議会のBCPで書いてもよいものなのか。長の説明責任まで踏み込んでしまってもよいのか。

越阪部委員長

それでは、市長が説明責任を果たすことはもとより、を省いて、専決処分が行われた場合、議会は市民に説明責任を果たすように努めるものとする、ということでしょうか。

大島 議会事務
局主幹

地方自治法第179条の専決処分については、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとなっており、それをもって議会が認めるかどうか判断をするものだと思います。最初の書き方で

は、議員が専決処分を認めてしまい、説明責任を課せられるように読み取
れましたので、正副委員長に相談をさせていただいたところです。

荻野委員 それならばよいのではないか。

越阪部委員長 今の事務局の説明でよろしいですか。

矢作委員 順番を逆にし、市長が説明責任を果たすことを求めるものとする、と最
後は締めたほうが分かりやすいのではないか。

荻野委員 しかし、時系列的にはこのままの順番になる。説明を果たす、という言
い回しはどうなのか。

大島議会事務
局主幹 説明するよう、というのはいかがでしょうか。

越阪部委員長 それでは、順番は記載のままとし、最後は、分かりやすく説明するよう
努めるものとする、ということよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、22ページ目です。(2)の文中にあった、24時間体制とし、を削除しました。情報提供については、グループウェア等で配信すればいつでも取れるということもありますので、削除としましたが、これについてはよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

最後に23ページ目です。上から3行目の、議員及び議会事務局職員、という部分はあえて書かなくてもそのとおりだということで、削除しています。これについてはよろしいでしょうか。

荻野委員

前回の委員会で松本委員が提案した、下から4行目の、国・県その他の関係機関に対する大きなアピールとなり、を削除するという話があったと思う。これについてはどうするのか。

越阪部委員長

その部分は削除するというのでよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

そのほか、何かありますか。

川辺委員

要綱のようなものはつukらないのか。災害対策会議の構成員とか。

荻野委員

災害対策会議の設置要綱があるので、これに合わせてそれを直さなけれ

ばならないということだ。

川辺委員

その変更はやるということか。

越阪部委員長

所沢市議会災害対策会議設置要綱の改正案として、第2条を改めるという
ことで、議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる、(1)
所沢市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)が設置される大規模
災害が発生したとき、(2)その他災害が発生し災害対策会議の設置を必
要と認めるとき、というように、議会BCPに合わせて設置の目的を記し
ています。

荻野委員

(2)その他災害とは、感染症も含むという解釈でよいか。

越阪部委員長

その解釈でよいと思います。

荻野委員

BCPのほうも対象とする災害等としたので、等を入れたほうがよいの
ではないか。

越阪部委員長

それでは、(2)その他災害、の後に等を入れて、広くカバーできるよ
うな立て付けにしたいと思います。

越阪部委員

この前少し話をした兵庫県南あわじ市議会は、安否確認と災害被害状況の報告書のような書式が載っていたので、そういうものがあったほうが分かりやすいような気がしている。

島田副委員長

事務局からもあったが、災害対策会議を開いた時の安否確認の方法は、それはそれで既にやっていて、新たにつくってしまうとどちらをどう運用をするかという問題があります。

越阪部委員

それで整合性があるならよい。

荻野委員

実際はグループウェアを中心にやるのではないか。南あわじ市議会のものは、内容的にはこのようなことだろうが、紙ベースでやるようなイメージではないか。

越阪部委員

デスクネットにそうした書式があるのか。

荻野委員

書式というか、コメント欄にみんな書くのではないか。

大島議会事務

9月定例会の開会に先立ち、今までシェイクアウトでやっていた防災訓

局主幹

練を、今回は実際に設置して運用するというので、その際に運用方針をお配りしました。それに基づいて、デスクネットを使って行うという体制づくりはできていますので、そちらで運用する形がよいかと思います。

越阪部委員

それがイコールというような、分かりやすいものができるならそのほうがよいと思った。報告の仕方がまちまちになってしまうと、どのように報告すればよいかわからないということもあるかと思った。その書式が決まっていて、チェックができ、抜けがないようにできるものがデスクネットにあるとよいと思った。そういう意味での書式という話をした。

矢作委員

これができたらそうした訓練を一度実施するか。

松本委員

やる必要があるだろう。

越阪部委員

その時にそうしたものが必要になるだろうと思う。

島田副委員長

この間の訓練の時にも、デスクネットで家族と自分の安否とその他被災状況について返信してくださいとあって、皆さん基本的にできていて、写真を添付している人もいた。現状はやれているのかと思うので、また今度必要があれば見直しということではないでしょうか。

越阪部委員 ばらつきがないというか、確認できることがはっきりしていたほうがよいのではという意味だ。

島田副委員長 趣旨は理解しました。

越阪部委員長 これは議会がということで作るわけですが、議会運営委員会のことが大分関連する。今回の定例会の中で、一度議会運営委員会で説明するような機会を設けたほうがよいのかなという感じもします。

島田副委員長 議会運営委員会に説明に行くということですか。

荻野委員 松本委員は議会運営委員会の副委員長としていかがか。

松本委員 議会運営委員会は議会運営に関することであって、これは災害等の非常事態のときだろう。

島田副委員長 これのつくりとしては、議会運営委員会を開くまでにどういうことかという事なので。

松本委員

正常な形に戻るまでのプロセスだ。

島田副委員長

あくまでそのプロセスなので、議会運営にこの話が直接関わらないわけではないですが、実務を担うのはあくまでも議会運営委員会で、その一線を越えたつくりにはなっていないです。

荻野委員

一度全体に説明も行った。

島田副委員長

委員長の肝煎りでやったので大丈夫ではないでしょうか。

休 憩 （午後2時40分）

再 開 （午後2時44分）

越阪部委員長

今後の方向性について、御意見があればお願いします。今回の議会BCPがまとまりましたら、委員会提出議案という形で提出させていただく方向でよろしいでしょうか。

荻野委員

BCPそのものではないだろう。決議という形か。

越阪部委員長

そうです。そのような形でよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

それでは、そのようにいたします。

荻野委員

災害対策会議設置要綱の改正案も政策研究審議会に資料として提出するのか。

越阪部委員長

セットで出します。

では、議会BCPについては、そのように進めることでよろしいでしょうか。

(委員了承)

休 憩 (午後2時45分)

再 開 (午後2時51分)

政治倫理条例の見直し（素案）について

越阪部委員長

前の続きになるかもしれませんが、各会派の意見をもう一度確認することになると思いますので、よろしくお願いします。石原委員からは何かありますか。

石原委員

前回以降ワーキンググループは開催していない。持ち帰りとなっていたことについて、会派の意見を確認するという事だったと思う。

越阪部委員長

それでは、議員研修会で石原委員が提出した経過報告にのっとり、一条文ごとに進めます。

最初に、議員の関係する企業が市の公共事業等の請負契約等することの制限について、意見はありますか。

松本委員

石原委員の経過説明によると、2親等にこだわっているのは自由民主党だけということか。

石原委員

そうだ。

松本委員

自由民主党としては、文面中の2親等以内の血族という部分を削除してもらいたい。削除した上で二行目の、辞退するよう努める、ではなく、辞退すること、としてもらいたい。議員、配偶者は辞退する、というのが会

派の意見だ。理由としては、議員本人と親族は人格的には別人格であることから、運営する企業と別の組織体と考えたときに別人格という考え方をどう考えるのか。議員が関わっていれば疑うことは当然だが、親族を疑って懸念があるのかが疑問だ。いずれにせよ、市民参加したときの企業運営をする上では、公共事業というのはその企業にとっての技術革新や資金力など総合的な精査は当然審査の調査対象になる。そうしたことを経ることにより、市内企業にとっても企業運営やいわゆる企業価値が上がってくると思う。親族に関わることについて、忖度があるのか。

矢作委員

確認だが、2親等以内の血族もしくは同居の親族までを削るということか。

松本委員

そうだ。

矢作委員

議員、その配偶者が実質的に経営に携わっている企業は、となるのか。

松本委員

2親等以内の血族も目的であり、その後が続いている配偶者もしくは同居の親族というと、2親等3親等も入ってくる。議員並びに配偶者は、で切ってもらいたい。あれだけ世間を騒がせた埼玉県上尾市でさえも、1親等になっている。そもそも、議員は全て自己責任だが、社会的な評価を受け選挙というフィルターを通し議員になったわけであり、その中における

モラルを考えた時に、議員に対する攻めはいかようであってもよいが、それ以外についてはいかなものかということだ。入札もいろいろなフィルターを通過してきている。そうしたことから、2親等については受け入れられないということだ。いずれにせよ、辞退するよう努めるということになったとしても、企業がそれを突っぱねて努めない場合はどうするのか。そうすると最終的に地方自治法はどうかということになると思う。そうなれば、当然決め事をして意味はないので、議員としてのモラルで十分補えらると思ひ、会派ではこれを削除してほしいという意見だ。

川辺委員

先日の報告会で、中村議員からは、努めることでは甘いというか、することとしたほうがよいという意見があった。議員が襟を正す、という意味ではそのほうがよいが、仮に、議員の配偶者が社長をしている企業が受注して辞退しなかったとなった場合、例えば裁判を起こされれば、地方自治法第92条の2に照らすと、市は負けてしまうと思う。あくまでも本人を取り締まる上位法があるのに、議員が強い規制の条例をつくってしまうと、現実味がない条例になるのではないかと懸念している。それならば、原文のまま2親等以内の血族もしくは同居の親族という書き方で、最後は辞退するよう努めること、という努力規定のような形にして地方自治法第92条の2との整合性を図っていけばよいのではないかと、という意見が会派からあった。実際に実効性があるのかというあたりの確認をして議論を深めていけばよいのではないかと、という提案をしたい。

矢作委員

ワーキンググループでも申し上げたが、共産党でも弁護士に見てもらい、判例がある以上、禁止的な文言にはできないということがあったので、本部にも確認してもらった。ここは、辞退するよう努めること、ということにとどまるかと思うので、その確認がとれればよいと思う。

石原委員

この場は、議論をしてもよいのか。それとも持ち帰りの意見を聞くのみなのか。

越阪部委員長

解釈の仕方と議員の法的なことの関連性ということもこの中で議論して、落とすところを判断して、全会一致になるようにしていくということだと思っています。

石原委員

提案者側としては、妥結できるところでということで努力規定にしたわけだが、法的側面も考えると、運用上は、努めることとして、あくまで議員の良識に任せるところを一義に持ってきたほうがよいということとは理解できる。2親等というところになると、祖父母、孫、兄弟というところが含まれるので、議員という影響力のある立場の人が、同居の親族も含め、やはり2親等というのは必要ではないかと思う。日本の企業のほとんどが同族企業で、選挙のフィルターをくぐってきているという発言もあったが、同族企業の人たちは選挙の応援もかなりのウエイトで関与して

いる。そうした現実も見てもらったほうがよいのではないかと思う。

島田委員

立憲民主党では、石原委員がおっしゃたような懸念等も十分理解できるので、引き続き2親等以内の血族もしくは同居の親族という部分は入れて、辞退するよう努めること、という努力規定にはなるが、これであれば多くの会派が妥協しているところではあるので、こちらの文言でよいのではないかと思う。

荻野委員

2親等以内の血族はどうか、という松本委員からの意見もあったが、皆さんも御承知かと思うが地方自治法第117条に、議長及び議員の除斥という条文があり、2親等まで入っている。所沢市議会委員会条例にもこうした条文があるが、2親等にはとても意味があると私は思っている。実際、この条文を運用する場合、どの程度確認しているのかは不明だが、明らかに利害関係があるような案件があったときには、法律にも定めがあるのでそのあたりは厳密に運用しなければいけない、ということもあり、今回提案いただいた条文も、このあたりの整合性を考えても理にかなっているものと思っている。

越阪部委員長

先ほどの地方自治法第92条の2の問題と絡んだ解釈というあたりは、実際にはどうか。

島田委員

上位法があるので努めることにしてしまうと問題があるが、あくまでも2親等以内という枠の中で辞退に努めるもの、とすればこれまでの判例上にも引っかからないということだ。

川辺委員

広島県府中市の裁判の例を見ても、禁止事項のようであれば違法ではない、という判例もある。

島田委員

襟を正すということが今回の目的で、少し範囲などの規定を明確化することも併せて議論してきたところだと思う。そうした意味においては、法的にも問題ない形になっているわけだから、今の荻野委員からの指摘にもあったが、2親等という文言は入れておいて然るべきではないかと思う。

越阪部委員長

大体分かりました。では、全会一致にしたいということがありますので、もう一度持ち帰っていただき、そのことも含めて話をするということでしょうか。

島田委員

結局それで持ち帰っても、多分自由民主党だけではないか。ほかの会派はそれでもよいとなっている。そこで妥協してくれるのどうかという話だ。

松本委員

また何回かの会議の最初に戻ってしまうかもしれないが、そもそもこれはセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントのことを検討しようということで始めた中で、なぜこの議員の行為規範が出てきたのか。

石原委員

それは、そちらの会派に大館議員がいて、大館議員も含めてみんなで合意した。大館議員がそちらの会派をやめたのは、そちらの会派の事情だ。委員会に持ち込まないでいただきたい。

島田委員

合意して議論を進めている。そこは、今そのような話をされても困る。

松本委員

分かった。

島田委員

合意できるところをとりあえず進めればよいのではないかと。

越阪部委員長

次に、ハラスメントの防止についてです。これはみなさん合意ということになっていたと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

次に、補助金の問題です。

石原委員

前回までの議論の経緯の中で、副会長などの役職の範囲のあたりで、昨今の地域の役職のなり手不足などでどうしても引き受けなければいけな

いというところは実態としてある。ワーキンググループの中で出てきたこととして、例えば、副会長が事実上の会長のようにしているというところも実態としてはあるかもしれないが、そこは規制をかけるというところではまだ調整が必要であるし、今後の中で、今回はあくまで警鐘を鳴らすというような意味で議事録も出ているので、今回は長という立場で合意できるならば、そこは的を絞っていってもよいのではという気はしている。

越阪部委員長

範囲が団体の長ということで、あとは施行規則第2条第2項を検討するということですか。

石原委員

施行規則第2条第2項の部分は、長になることができないというシンプルなものにしたい。

矢作委員

補助団体の長、以降の影響力を持つ役員までを削除するということが。

石原委員

そういうことだ。施行規則第2条の列挙している団体のうち、その他補助金や助成金によって運営される団体という書きぶりが、ボランティア団体が運営として軽微な助成をもらっていることもあると思う。そこは倫理上抵触するかといえば、私はそこまで意図していない。少し、金額の大小などを合理的な基準として決めるのは、なかなか難しい。とはいえ、ここはこの委員会の中で警鐘を鳴らしていきつつ、この書き方は削除してもよ

いかと思う。

越阪部委員長

範囲が広がったり、限度額が分からないということですね。

石原委員

それを算出して、どこまでが政治倫理に抵触するのかということはこの機関あるいはこのメンバーだけで算出できるかというところ少し難しいと思う。ただ、そうした倫理上の問題には気を付けなければならないという議論の中で、いろいろと示すこともできたので、ここは合意に向けて調整の難しい部分なのでカットしてもよいのではないかなと思う。

越阪部委員長

売名行為にも当たらないということですか。

石原委員

当たるものも、当然あると思う。ただ、この書きぶりだと本当に純粋なボランティア組織とか軽微なものまで含んでしまう。

松本委員

どのぐらいの割合なのか見えない。

越阪部委員長

そうした金額も書ければよいですが、そういうわけにもいきませんので。

石原委員

そこは少し、別の議論に譲りたい。

越阪部委員長

よろしいですか。それと、その下はどうですか。

石原委員

これは入る。青少年を守る会や防犯協会などは、議員が自分で会長を務めて自分の事務局が行政かどうかなんてその議員が判断できるのだから、これは残してよいと思う。

越阪部委員長

なっていないと思いますが。

石原委員

なった人がいたらという話だ。

矢作委員

だとすると、条文はこのままでよいのか。

石原委員

直す。著しく公共性の高い団体の長、以降の資金の支出に影響力を持つ役員までを削除する。団体については規則で別に定める。

島田委員

よいと思う。

荻野委員

主語が、議員は、となっているが現行の条例のつくりを見ると、第5条第1項から第4項までは、議員は、となっていない。その前の第5条に、議員は、と入っているので、表現としては第7項の、議員は、をとっても

よいと思う。先ほどの、セクシュアルハラスメントも、議員は、が入っていない。請負のほうは、主語が議員だけではないというのもあるかと思うが。施行規則の内容についてもここで決めるのか。

石原委員

今日でなくとも、まだ余地はあると思う。

荻野委員

表現として、施行規則第2条の団体は、自治会長や町内会長となっているが、団体とするならば、自治会や町内会という表現のほうがよいのではないかと思う。

越阪部委員長

長がいらないということですか。

石原委員

長を削って団体名にすればよいということだ。

松本委員

長に限ったのだから、団体名だったら長はいらない。

越阪部委員長

そして、その他というところを取るということですね。第2項は、議員は、原則として、前項に規定する補助団体の長になることができない、となりますね。これそういうことでよろしいでしょうか

矢作委員

一応、持ち帰りたい。

越阪部委員長

分かりやすくなるという意味では、団体の名前が入ったことで、よく分かるようになりましたね。

次に、議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定について、これは現行のままか、条文を整理する案にするかのどちらかですが、条文を整理することでよろしいでしょうか。

(委員了承)

越阪部委員長

最後に、反社会的勢力の排除についてはいかがですか。

石原委員

これについては、議員研修会の場ではあくまで経過として報告したままで、入口から我々の議論に入っていない。

越阪部委員長

松本委員はいかがですか。入れるという話ではなかったですか。

松本委員

そうだ。

石原委員

参考までに、入れたほうがよいという理由や経緯を伺いたい。

越阪部委員

今後のこともあるからということだ。

石原委員

予防措置ということか。だとすると、これは条文を作る必要がある。次

回までに作っておく。

島田副委員長

みなさん入れたほうがよいということによろしいですか。

荻野委員

持ち帰りか。

川辺委員

基本的に公明党はいらぬという方向だが、そうした提案があったという
ことで、持ち帰って検討する

石原委員

予防措置として提案があったということで、理解した。

越阪部委員長

それでは、決まったのは、持ち帰りも含めて、ハラスメント防止に関する規定についてと、議員が市からの補助金を受けている団体の長を務めることの禁止については、持ち帰ってもらいますが、おおよそよろしいということ、今日の段階ではそのように進めているということによろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

反社会的勢力については議論が復活し、議員が品位を欠く行動をしてはならないことの規定については、分かりやすい条文にするということによろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

それでは、持ち帰りもありますが、次回の委員会で協議したいと思います。

休 憩 （午時 3 時 2 9 分）

再 開 （午後 3 時 3 8 分）

○その他

越阪部委員長

次回の日程は12月15日(火)午後1時30分から開催することと
したい。

(委員了承)

散 会(午後3時39分)